証券コード　6946
２０２２年６月７日

株　主　各　位

（本店所在地）
神奈川県横浜市瀬谷区本郷二丁目28番２
（本社事務所）
神奈川県横浜市都筑区池辺町4475番地
日本アビオニクス株式会社
代表取締役　竹　内　正　人

第72期定時株主総会招集ご通知

拝啓　日頃より格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。
　さて、当社第72期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご案内申しあげます。

株主の皆様の安心・安全および新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、本株主総会へのご出席に際しましては、株主総会開催時点での流行状況やご自身の体調をご確認のうえ、健康と安全面を最優先にご検討くださいますようお願い申しあげます。

なお、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、座席の間隔を広げることからご用意できる座席数が減少する見込みのため、当日ご来場いただいても入場をお断りする場合がございます。予めご了承のほど、よろしくお願い申しあげます。

お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討のうえ、2022年６月21日（火曜日）午後５時までに議決権を行使してくださいますようお願い申しあげます。

［書面による議決権行使の場合］

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

［インターネットによる議決権の行使の場合］

当社指定の議決権行使ウェブサイト（https://www.web54.net）にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって、議案に対する賛否をご入力ください。

敬　具

記

１．日　　時　2022年６月22日（水曜日）午前10時
２．場　　所　神奈川県横浜市港北区新横浜2-3-1
新横浜フジビューホテル
※会場が前回と異なっておりますので、お間違えのないようご注意願います。
（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。）

３．会議の目的事項

報 告 事 項　１．第72期（自　2021年４月１日　至　2022年３月31日）
事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

２．第72期（自　2021年４月１日　至　2022年３月31日）
計算書類の内容報告の件

決 議 事 項

第１号議案　定款一部変更の件

第２号議案　取締役６名選任の件

以　上

・　当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

・　議決権行使書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。インターネットにより、複数回にわたり議決権行使をされた場合は、最後に行使されたものを有効な議決権行使として取り扱わさせていただきます。

・　当日ご出席される株主様におかれましては、マスク着用など、ご自身または周囲への感染防止にご配慮ください。また、会場受付付近でスクリーニング用の赤外線サーモグラフィで体表温を測定させていただき、発熱があると疑われる方は、体温計で体温測定をお願いいたします。発熱があると認められる方、体調不良と思われる方は、入場をお断りいたします。

・　本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、「連結計算書類の連結注記表」および「計算書類の個別注記表」につきましては、法令および定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.avio.co.jp）に掲載しておりますので、本定時株主総会招集ご通知提供書面には記載しておりません。したがいまして、本招集ご通知提供書面に記載している連結計算書類および計算書類は、会計監査人および監査役が会計監査報告および監査報告の作成に際して監査をした連結計算書類および計算書類の一部であります。

　なお、株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.avio.co.jp）に掲載させていただきます。

株主総会の来会記念品はご用意しておりませんので、何卒ご理解賜りますようお願い申しあげます。

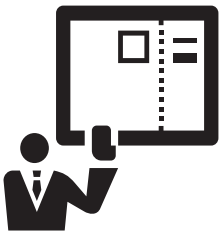

議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。
後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してくださいますようお願い申しあげます。
議決権を行使する方法は、以下の３つの方法がございます。

株主総会にご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日　時

2022年６月22日（水曜日）午前10時

書面（郵送）で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2022年６月21日（火曜日）午後５時00分到着分まで

インターネットで議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2022年６月21日（火曜日）午後５時00分入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

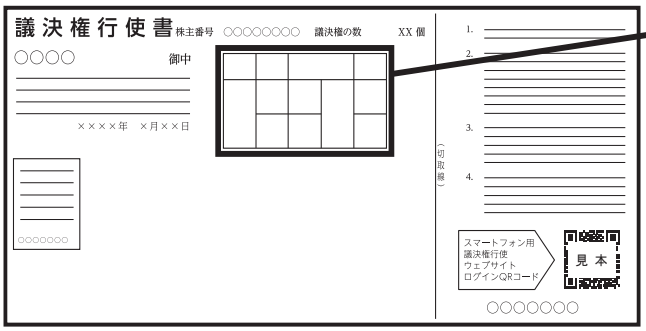

※議決権行使書用紙はイメージです。

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第１号議案

- 賛成の場合 ≫「賛」の欄に○印
- 反対する場合 ≫「否」の欄に○印

第２号議案

- 全員賛成の場合 ≫「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 ≫「否」の欄に○印
- 一部の候補者を反対する場合 ≫「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

書面（郵送）およびインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法「スマート行使」

議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。

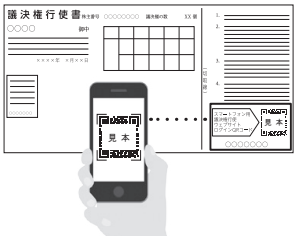

※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

「スマート行使」での議決権行使は１回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト　https://www.web54.net

1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。

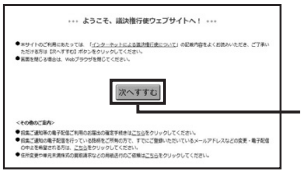

2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。

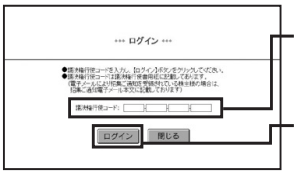

3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。

4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行　証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120－652－031（フリーダイヤル）
（受付時間　９：00～21：00）

（提供書面）

事　業　報　告

（自　2021年４月１日
　至　2022年３月31日）

１．当社グループの現況に関する事項

(1) 事業の経過および成果

当期におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の再拡大に伴う緊急事態宣言やまん延防止等重点措置実施の影響があったものの、感染対策により経済社会活動が正常化に向かう中で、景気の持ち直しの動きが続きました。

当社グループを取り巻く事業環境は、民間設備投資は持ち直しの動きがみられ、５Ｇ（第５世代移動通信システム）関連の需要や世界的な半導体不足に対応した生産能力増強関連の需要は堅調に推移しました。

このような状況の中で当社グループは、お客様、従業員の安心・安全を第一に考え活動することで感染症拡大防止に努めるとともに、社会基盤の維持に不可欠な当社グループ製品の製造を継続してまいりました。また、世界的な半導体・電子・電気部品の供給不足の中で、当社グループは部品の確保により製品の安定供給に努めてまいりました。

この結果、連結売上高は前期比９億64百万円減少の192億30百万円（前期比4.8％減）となったものの、連結利益は原価改善に努めたことから粗利益が増加し、営業利益は前期比４億87百万円増加の18億50百万円（前期比35.8％増）、経常利益は前期比５億15百万円増加の18億５百万円（前期比40.0％増）となりました。また、親会社株主に帰属する当期純利益は、営業利益および経常利益が増加したことから、前期比５億94百万円増加の16億25百万円（前期比57.7％増）となりました。

なお、積極的な投資による成長戦略の推進をはかるため、普通株式、第１種優先株式および第２種優先株式のいずれについても当期は無配とさせていただきます。

(2) 部門別の事業の概況

情報システム

情報システムは、主要プロジェクトの端境期により、受注高、売上高とも減少しました。一方、収益力向上のため、継続的に取り組んでおりますＱＣＤ（品質、コスト、納期）の改善活動の成果が大きく表れ、セグメント利益は増加しました。

この部門の当期の売上高は前期比11億78百万円減少の112億18百万円（前期比9.5％減）となりましたが、セグメント利益は前期比６億13百万円増加の７億80百万円（前期比368.3％増）となりました。

電子機器

電子機器は、センシングソリューションは発熱者スクリーニング向けの需要が減少しましたが、接合機器は５Ｇ関連需要が引き続き堅調に推移したことから、電子機器全体としての売上高は増加しました。

この部門の当期の売上高は前期比２億14百万円増加の80億12百万円（前期比2.7％増）、セグメント利益は前期比１億25百万円減少の10億70百万円（前期比10.5％減）となりました。

（注）　今後拡大する市場への事業展開を推進することを目的とし、2022年３月１日付で赤外線サーモグラフィ事業部をセンシングソリューション事業部に改称しております。

(3) 設備投資の状況

当期は、情報システム用生産設備の増強などに総額１億10百万円の設備投資を行いました。

(4) 資金調達の状況

当社は、安定した運転資金の確保を目的として主要取引金融機関から長期借入金として19億円の資金調達を行いました。

(5) 対処すべき課題

新型コロナウイルス感染症の感染対策により経済社会活動が正常化に向かう中で、経済政策や海外経済の改善により景気持ち直しの動きが期待されます。一方、ロシアによるウクライナ侵攻の影響が長期化する懸念もあり、原材料の供給面での制約や価格上昇、金融資本市場の変動等による下振れリスクなど先行き不透明な状況が継続すると予想されますが、状況を注視しながら事業運営に努めてまいります。

当社グループでは、当期まで筋肉質な会社にするため、組織機構改革による収益基盤の更なる強化、間接業務の効率化を進め、その結果、営業利益率を改善し、キャッシュ・フローを創出、財務基盤を強化してまいりました。引き続き、企業体質の強化をはかり、顧客価値経営を推進し、営業利益の拡大を目指すとともに、積極的な投資による成長戦略推進をはかり、売上および利益の拡大を進め、企業価値を向上させてまいります。

事業別には以下の施策を推進してまいります。

情報システム

注力していたＱＣＤの改善活動は、成果があがっていることから、今後も継続展開してまいります。ものつくり力を強化し競争力を高めると同時に、お客様の要望を形にする技術力と提案力を磨いてまいります。

電子機器（接合機器）

通信の大容量化・高速化や自動車の電動化・高機能化による、部品、素材の変化が当社のチャンスとなりますので、電池やモータ等の関連する市場に接合４工法を基軸に市場を開拓してまいります。

これらの需要獲得のため、接合サンプルテストのリモート実験の推進や海外販売網の強化を進め、部品および素材の変化に対応したソリューション提案で顧客の価値向上に努めてまいります。

電子機器（センシングソリューション）

赤外線サーモグラフィの国内トップメーカとして、これまでに培った熱の可視化を軸としたソリューションにより顧客価値を創造し、社会の安全・安心を守り、ものつくりへの貢献を目指します。

対象としては高齢化社会における健康寿命の延伸対応としてのヘルスケア、インフラ・設備老朽化・事故防止などの産業保安、ものつくりの変革に貢献するスマートファクトリー等、今後拡大する市場に対するソリューション提案で顧客の価値向上に努めてまいります。

(6) 財産および損益の状況の推移

① 当社グループの財産および損益の状況の推移

区分＼年度	2018年度（第69期）	2019年度（第70期）	2020年度（第71期）	2021年度（当期）
受注高(百万円)	16,425	16,217	21,673	20,231
売上高(百万円)	17,460	16,805	20,195	19,230
経常損益(百万円)	△ 155	25	1,289	1,805
親会社株主に帰属する当期純損益(百万円)	22	76	1,030	1,625
1株当たり当期純損益(円)	7.83	27.10	364.98	575.18
総資産(百万円)	26,492	24,816	26,217	23,059
純資産(百万円)	9,029	9,137	10,296	10,765
1株当たり純資産(円)	2,383.05	2,421.14	2,851.88	3,369.72

(注) 1．「1株当たり当期純利益に関する会計基準」（企業会計基準第2号）および「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第4号）を適用しております。

2．「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号　2020年3月31日）等を当連結会計年度の期首から適用しており、当連結会計年度に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

② 当社の財産および損益の状況の推移

区分＼年度	2018年度（第69期）	2019年度（第70期）	2020年度（第71期）	2021年度（当期）
受注高(百万円)	16,413	16,209	21,637	20,180
売上高(百万円)	17,449	16,798	20,161	19,180
経常損益(百万円)	△ 153	△2	1,231	1,789
当期純損益(百万円)	1,289	68	1,012	1,631
1株当たり当期純損益(円)	456.71	24.14	358.69	577.52
総資産(百万円)	25,260	23,504	24,650	22,745
純資産(百万円)	8,139	8,206	9,163	9,833
1株当たり純資産(円)	2,067.69	2,091.75	2,450.92	3,039.78

(注) 1．「1株当たり当期純利益に関する会計基準」（企業会計基準第2号）および「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第4号）を適用しております。

2．「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号　2020年3月31日）等を当事業年度の期首から適用しており、当事業年度に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

(7) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社との関係

会　　社　　名	当社株式の議決権比率	関　　係　　内　　容
ＮＡＪホールディングス株式会社	50.07%	当社との間に取引関係はありません。

（注）当社の取締役　稲垣伸一氏は、ＮＡＪホールディングス株式会社の代表取締役であります。

② 親会社等との間の取引に関する事項

該当事項はありません。

③ 重要な子会社の状況

会　　社　　名	資 本 金	当　社　の議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
福島アビオニクス株式会社	450百万円	100%	情報システム製品等の製造

④ その他

2020年１月31日付で日本電気株式会社の連結子会社ではなくなったことに伴い、同社との間で、当社と同社グループとのパートナーシップを維持することを目的とした「取引継続に関する覚書」と、ＩＴシステムの取り扱い、人事交流等に関する両社間の継続的連携を目的とした「継続的連携に関する覚書」を締結しております。

(8) 主要な事業内容（2022年３月31日現在）

部　　門	主　要　製　品
情報システム	表示・音響関連装置、誘導・搭載関連装置、 指揮・統制関連装置、ハイブリッドＩＣ
電子機器	接合機器、センシングソリューション

(9) 主要な営業所および工場（2022年３月31日現在）

① 当社

名　　称	所　在　地
本　　社	神奈川県横浜市
中部支店	愛知県名古屋市
西日本支店	大阪府大阪市
福岡営業所	福岡県福岡市
横浜事業所 （登記上の本店）	神奈川県横浜市
新横浜事業所	神奈川県横浜市

② 主要な子会社

名　　称	所　在　地
福島アビオニクス株式会社	福島県郡山市

(10) 従業員の状況（2022年３月31日現在）

① 当社グループの従業員の状況

区分	従業員数
情報システム	392名
電子機器	174名
全社（共通）	93名
合計	659名

（注） 従業員数は就業人員を表示しております。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
578名	△35名	48.6才	21.5年

（注） 従業員数は就業人員を表示しております。

(11) 主要な借入先（2022年３月31日現在）

借入先	借入金残高
株式会社三井住友銀行	1,340百万円
三井住友信託銀行株式会社	860百万円
株式会社横浜銀行	830百万円

２．会社の株式に関する事項（2022年３月31日現在）

(1) 発行可能株式総数　8,000,000株

普通株式	7,600,000株
第１種優先株式	4,000,000株
第２種優先株式	1,500,000株

(2) 発行済株式の総数　4,073,000株

普通株式	2,830,000株
第１種優先株式	783,000株
第２種優先株式	460,000株

（注）2021年６月11日付で実施した自己株式の消却により、発行済株式の総数は、前期と比較して、第２種優先株式が1,000千株減少しております。

(3) 株主数

普通株式	3,532名
第１種優先株式	１名
第２種優先株式	１名

(4) 大株主の状況（上位10名）

株主名	持株数				持株比率	議決権比率
	普通株式	第１種優先株式	第２種優先株式	合計		
ＮＡＪホールディングス株式会社	1,415千株	－	－	1,415千株	34.78%	50.07%
日本電気株式会社	－	783千株	460千株	1,243千株	30.55%	－
バンク オブ ニューヨーク ジーシーエム クライアント アカウント ジェイピーアールデイアイエスジー エフイーエイシー	83千株	－	－	83千株	2.05%	2.95%
日本アビオニクス従業員持株会	23千株	－	－	23千株	0.58%	0.84%
ジェイピー ジェイピーエムエスイールクス ノムラ インターナショナル ピーエルシー １ エク コル	22千株	－	－	22千株	0.55%	0.79%
住友生命保険相互会社	21千株	－	－	21千株	0.54%	0.77%
伊東功	17千株	－	－	17千株	0.44%	0.63%
楽天証券株式会社	17千株	－	－	17千株	0.43%	0.62%
三井住友海上火災保険株式会社	16千株	－	－	16千株	0.40%	0.57%
相川勝美	15千株	－	－	15千株	0.37%	0.53%

（注）１．持株比率および議決権比率は、自己株式(4,037株)を控除して計算しております。
２．第１種優先株式および第２種優先株式は、議決権がありません。
３．第１種優先株式および第２種優先株式は、日本電気株式会社が全株所有しておりましたが、2022年５月13日付で同社から当社の親会社であるＮＡＪホールディングス株式会社に全株が譲渡されております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に交付した株式の状況

	株式数	交付対象者数
取締役（社外取締役を除く）	847株	２名
社外取締役	484株	１名

（注）　当社の株式報酬の内容につきましては、事業報告「３．会社役員に関する事項(4)当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等」に記載しております。

３．会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等（2022年３月31日現在）

会社における地位	氏　　名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役 執行役員社長	竹　内　正　人	経営全般および業務運営の総括 コーポレート統括本部担当
取　締　役 執　行　役　員	山　後　宏　幸	チーフ・フィナンシャル・オフィサー 経理・財務統括本部担当 経理・財務統括本部長
取締役会長	呉　　文　精	日本産業パートナーズ株式会社 シニアアドバイザー Visteon Corporation　Director
取　締　役	加　藤　精　彦	－
取　締　役	海　野　　忍	エヌ・ティ・ティ・コムウェア株式会社 シニアアドバイザー 株式会社テラスカイ 社外取締役
取　締　役	稲　垣　伸　一	日本産業パートナーズ株式会社 取締役副社長兼マネージングディレクター ＮＡＪホールディングス株式会社 代表取締役
監査役（常勤）	篠　田　　亨	－
監　査　役	千　原　真衣子	片岡総合法律事務所 パートナー弁護士 ビジョナル株式会社 社外取締役（監査等委員）
監　査　役	木　邨　系　紀	日本産業パートナーズ株式会社 シニアエグゼクティブ

（注）１．取締役　呉文精、加藤精彦および海野忍の各氏は、社外取締役であります。なお、当社は加藤精彦および海野忍の両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、届出ております。

２．監査役　篠田亨、千原真衣子および木邨系紀の各氏は、社外監査役であります。なお、当社は千原真衣子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、届出ております。

３．監査役　木邨系紀氏は、大手金融機関における経験や日本産業パートナーズ株式会社において経理責任者を務めるなど、財務および会計に関する相当程度の知見を有する者であります。

４．当期中に退任した取締役の氏名、退任時の会社における地位、退任年月日および退任理由は次のとおりであります。

氏　　名	退任時の会社における地位	退任年月日（退任理由）
延　岡　健太郎	取　締　役	2021年６月23日（任期満了）

⑵ 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役（業務執行取締役等である者を除く。）呉文精、加藤精彦、海野忍および稲垣伸一の各氏ならびに監査役　千原真衣子および木邨系紀の両氏とは、会社法第423条第１項に定める損害賠償責任の限定契約を同法第427条第１項の規定に基づき締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、同法第425条第１項に定める金額としております。

⑶ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、保険会社との間で会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、法律上の損害賠償金や訴訟費用などを、違法な利益や犯罪的、詐欺的行為に起因するものを除き、当該保険契約によって補填することとしております。なお、当該保険契約の被保険者の範囲は、当社および子会社ならびにその取締役、監査役、執行役員および管理監督者であり、被保険者は保険料を負担しておりません。

⑷ 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等

①　取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下「決定方針」という。）を定めており、その概要は、次のとおりです。

業務執行取締役の報酬は、一定の水準での月額報酬（給与）および業績連動報酬（賞与）で構成されます。業務執行取締役の報酬（賞与）については、対象事業年度の会社業績との連動性を確保するとともに、成果・貢献度を総合的に勘案して決定しております。このうち、会社業績との連動性については、対象事業年度の受注、売上、営業損益等の指標とそれらの伸長率などをベースとした指標を選定し、透明性を確保しております。

非業務執行取締役の報酬（給与）は、一定の金額を支払っております。

さらに、取締役に対しては、各取締役の役位および職責に応じて、譲渡制限付株式報酬を付与しております。

②　取締役および監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬限度額は、2020年６月24日開催の第70期定時株主総会において年額２億円以内（うち、社外取締役は30百万円以内）と決議されております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は６名（うち、社外取締役は４名）です。また、取締役への譲渡制限付株式報酬は、2021年６月23日開催の第71期定時株主総会において上記の報酬枠の範囲内かつ年額20百万円（うち、社外取締役は３百万円）以内、発行または処分される当社普通株式の総数は、年１万株（うち、社外取締役は1,500株）以内と決議されております。

監査役の報酬限度額は、2007年６月28日開催の第57期定時株主総会におい

て年額40百万円以内と決議されております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は４名です。

③　取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

独立社外取締役を委員の過半数および議長とする指名・報酬会議で審議された取締役の報酬等の算定方法を踏まえ、株主総会で決議された報酬総額の範囲内において、取締役会から一任された代表取締役執行役員社長が個人別の報酬等を決定しております。

取締役会は、当該手続を経て取締役の個人別の報酬額が決定されていることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

④　取締役および監査役の報酬等の額

区分	人数	報酬等の種類別の総額			報酬等の総額
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取　締　役	７名	52百万円	８百万円	５百万円	66百万円
監　査　役	３名	19百万円	－百万円	－百万円	19百万円
計	10名	71百万円	８百万円	５百万円	85百万円

（注）１．上記には、2021年６月23日付で退任した取締役１名を含んでおります。
２．執行役員兼務取締役には、取締役としての報酬のほかに使用人分給与は支払っておりません。
３．非金銭報酬等の内容は当社の普通株式であり、当事業年度における交付状況は「２．(5)　当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に交付した株式の状況」に記載しております。

(5) 社外役員に関する事項

①　他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係
（2022年３月31日現在）

区　　分	氏　　名	兼　　職　　状　　況
社外取締役	呉　　文　精	日本産業パートナーズ株式会社 シニアアドバイザー Visteon Corporation　Director
社外取締役	加　藤　精　彦	－
社外取締役	海　野　　忍	エヌ・ティ・ティ・コムウェア株式会社 シニアアドバイザー 株式会社テラスカイ 社外取締役
社外監査役	篠　田　　亨	－
社外監査役	千　原　真衣子	片岡総合法律事務所 パートナー弁護士 ビジョナル株式会社 社外取締役（監査等委員）
社外監査役	木　邨　系　紀	日本産業パートナーズ株式会社 シニアエグゼクティブ

（注）１．日本産業パートナーズ株式会社は、その完全子会社の日本産業第５号ＧＰ株式会社が管理・運営する日本産業第五号投資事業有限責任組合を通して、当社の親会社であるＮ

ＡＪホールディングス株式会社にその他組合員と合わせて24.11％出資しており、間接的に当社の株式を保有しております。
２．Visteon Corporationと当社との間に特別の関係はありません。
３．エヌ・ティ・ティ・コムウェア株式会社と当社との間に特別の関係はありません。
４．株式会社テラスカイと当社との間に特別の関係はありません。
５．片岡総合法律事務所と当社との間に特別の関係はありません。
６．ビジョナル株式会社と当社との間に特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況および社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役	呉　文精	当期に開催された取締役会へは13回すべてに出席しております。経営者としての経験や知見に基づく意見を述べ、提言等を行いました。特に、事業収益やキャッシュ・フローの改善について積極的な発言を行い、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、社外取締役会長として、取締役会外でも幹部と積極的に対話を行うなどの活動を行っております。
社外取締役	加藤精彦	当期に開催された取締役会へは13回すべてに出席しております。経営者としての経験や知見に基づく意見を述べ、提言等を行いました。特に、電子機器事業の業績について積極的な発言を行い、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
社外取締役	海野　忍	就任後に開催された取締役会へは11回すべてに出席しております。経営者としての経験や知見に基づく意見を述べ、提言等を行いました。特に、組織設計について積極的な発言を行い、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
社外監査役	篠田　亨	当期に開催された取締役会へは13回すべてに出席し、監査役会へは13回すべてに出席しております。経営会議その他重要な会議においても議論に参画するなど、企業法務に係る経験と知見に基づく意見を述べ、提言等を行いました。
社外監査役	千原真衣子	当期に開催された取締役会へは13回すべてに出席し、監査役会へは13回すべてに出席しております。それぞれ弁護士としての専門的な知識と経験に基づく意見を述べ、提言等を行いました。
社外監査役	木邨系紀	当期に開催された取締役会へは13回すべてに出席し、監査役会へは13回すべてに出席しております。それぞれ経理・財務に係る経験と知見に基づく意見を述べ、提言等を行いました。

③　社外役員の報酬等の総額

区分	人数	報酬等の種類別の総額			報酬等の総額
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
社外役員	７名	35百万円	－百万円	１百万円	37百万円

（注）上記の社外の役員の報酬等の総額は、「(4) 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等　④取締役および監査役の報酬等の額」に含まれております。

４．会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支　　払　　額
①　当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	66百万円
②　当社および子会社が支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額	66百万円

（注）１．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、①の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

また、上記金額のほかに前期の報酬等の精算として５百万円の支払いを行っております。

２．会計監査人の報酬等に監査役会が同意した理由

監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠などを検討した結果、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の遂行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第１項に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨およびその理由を報告いたします。

５．業務の適正を確保するための体制

当社は、以下のとおり業務の適正を確保するための体制を定め、内部統制システムを整備し、運用しております。

(1) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

① 取締役および執行役員は、当社および子会社（以下「Ａｖｉｏグループ」という。）における企業倫理の確立ならびに取締役および使用人による法令、定款および社内規程の遵守の確保を目的として制定したＡｖｉｏグループ企業行動憲章およびＡｖｉｏグループ行動規範を率先垂範する。

② コーポレート統括本部は、Ａｖｉｏグループ企業行動憲章およびＡｖｉｏグループ行動規範の周知徹底のための活動を行い、監査部門は、Ａｖｉｏグループにおける法令、定款および社内規程の遵守状況の監査、問題点の指摘および改善提案を行う。

③ 取締役会は、Ａｖｉｏグループの社会的責任の遂行のために、執行役員社長を委員長とする内部統制委員会を設置し、内部統制システムの維持・改善に努める。

④ 取締役は、重大な法令違反その他法令および社内規程の遵守に関する重要な事実を発見した場合には、直ちに監査役に報告するとともに、遅滞なく取締役会において報告する。

⑤ Ａｖｉｏグループ行動規範の違反またはそのおそれのある事実に関する主な情報の提供先および相談窓口は、監査部門とする。

⑥ 監査部門は、Ａｖｉｏグループに内部通報制度「コンプライアンスホットライン」の周知徹底をはかり、Ａｖｉｏグループ行動規範に違反する事実またはそのおそれのある事実の発見に努める。

⑦ リスク・コンプライアンス委員会は、Ａｖｉｏグループのリスク管理体制・コンプライアンス体制の遵守状況を確認し、不適切な行為の原因究明および再発防止の審議を行い、スタッフ部門が再発防止策の展開など体制の整備・改善を推進する。

⑧ 当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、一切の関係を遮断し、全社を挙げて毅然とした態度で臨む。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

① 取締役および使用人の職務に関する各種の文書、帳票類等については、文書規程に基づき適切に作成し、保存・管理する。

② 情報セキュリティについては、ＩＴマネジメント基本規程に基づき、情報セキュリティ体制の維持・向上のための施策を継続的に実施する。

③ 株主総会議事録、取締役会議事録、経営会議議事録、事業運営上の重要事項に関する決裁書類など取締役の職務の執行に必要な文書については、法令等に従い適正に作成し、適切に保存・管理する。

④ 企業秘密については、企業秘密管理規程に基づき適切に管理する。

⑤　個人情報については、法令および個人情報保護規程に基づき厳重に管理する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

①　Ａｖｉｏグループにおける重要なリスクについては、コーポレート統括本部を主管部門とし、リスク管理規程に基づき、リスク・コンプライアンス委員会で抽出、分析、評価等のうえ、経営会議でその対策について十分な審議を行い、必要に応じて取締役会に報告する。

②　事業部門およびスタッフ部門は、自部門の業務の適正かつ効率的な遂行のためのリスク管理を適切に実施する。

③　経営戦略に関する意思決定など経営判断に関するリスクについては、必要に応じて弁護士・公認会計士など外部の専門家の助言を受け、関係部門において分析し、対策を検討する。

④　事業部門およびスタッフ部門は、Ａｖｉｏグループの事業に関する重大なリスクを認識したときまたは重大なリスクの顕在化の兆しを認知したときは、速やかに関係するスタッフ部門および執行役員にその状況を報告するとともに、特に重要なものについては、監査役に報告する。

⑤　監査部門は、各部門のリスク管理体制およびリスク管理の実施状況の監査を行う。

(4) 取締役の職務執行の効率性の確保に関する体制

①　取締役会は、執行役員の担当事項を定め、執行役員に対する大幅な権限委譲を行うことにより、Ａｖｉｏグループの事業運営に関して迅速な意思決定および機動的かつ効率的な職務執行体制を推進する。

②　取締役会は、月に１回定時に開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、機動的な意思決定を行う。

③　取締役会は、Ａｖｉｏグループの中期経営計画および予算を決定し、その進捗状況の報告を受け、執行状況を監督する。

④　執行役員は、取締役会で定めたＡｖｉｏグループの中期経営計画および予算に基づき効率的な職務執行を行い、予算の進捗状況について、執行役員、本部長、事業部長等で構成される事業執行会議で確認する。

⑤　代表取締役等は、適宜、取締役会で業務執行取締役および執行役員の職務執行状況について報告する。

⑥　執行役員その他の使用人の職務権限の行使は、職務権限規程に基づき適正かつ効率的に行う。

⑦　執行役員は、職務執行の効率化をはかるため、各種業務用情報システムの構築、運用および改善を行う。

(5) 企業集団における業務の適正を確保するための体制

①　当社は、子会社に対して、関係会社管理規程に基づく当社主管部門による日常的な管理を行うとともに、子会社の遵法体制その他その業務の適正を確保するための体制の整備に関する指導および支援を行う。

② 当社は、Ａｖｉｏグループにおける経営の健全性および効率性の向上をはかるため、子会社に対し、必要に応じて取締役または監査役を派遣するとともに、当社内に主管部門を定めることとし、当該主管部門は、子会社の事業運営に関する重要な事項について子会社から報告を受け、協議を行う。

③ 子会社の事業運営に関する事項については、その重要度に応じて、当社において、経営会議での審議、決裁および取締役会への付議を行う。

④ 主管部門は、主管する子会社がその業務の適正または効率的な遂行を阻害するリスクを洗い出し、適切にリスク管理を行えるよう指導および支援する。

⑤ 監査部門は、業務の適正性に関する子会社の監査を行う。

⑥ 監査役は、Ａｖｉｏグループにおける業務の適正の確保のため、往査を含め、子会社の監査を行うとともに、当該子会社の監査役と意見交換等を行い、連携をはかる。

(6) 財務報告の信頼性を確保するための体制

① Ａｖｉｏグループの財務報告に係る内部統制については、金融商品取引法その他関連法令等に基づき、評価、維持、改善等を行う。

② 当社の各部門および子会社は、自らの業務の遂行にあたり、職務分離による牽制、日常的モニタリング等を実施し、財務報告の適正性と信頼性の確保に努める。

(7) 監査役の職務を補助すべき使用人および当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役の職務を補助すべき使用人が必要な場合、適切な使用人をその任にあて、当該使用人について業務執行からの独立性を確保する。

(8) 取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

① 取締役および使用人は、監査役の求めに応じて、随時その職務の執行状況等に関する報告を行う。また、当社は、子会社の取締役、監査役および使用人が、監査役の求めに応じて、随時その職務の執行状況等に関する報告を行うよう指導する。

② 監査部門長は、監査役に対し、内部通報制度「コンプライアンスホットライン」の運用状況について定期的に報告し、取締役にＡｖｉｏグループ行動規範に違反する事実があると認める場合その他緊急の報告が必要な場合には、直ちに報告する。

③ 当社は、内部通報制度に基づく通報または監査役への職務の執行状況等に関する報告を行ったことを理由として、Ａｖｉｏグループの取締役および使用人に対し不利な取扱いを行わない。

④ 重要な決裁書類は、監査役の閲覧に供する。

⑼ 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

① 監査役は、取締役会に出席するほか、必要と認める重要な会議に出席する。

② 監査役は、必要に応じ、随時経理システム等の社内情報システムの情報を閲覧することができる。

③ 監査役は、定時および臨時に監査役会を開催し、監査実施状況等について情報の交換・協議を行うとともに、会計監査人から定期的に会計監査に関する報告を受け、意見交換を行う。

④ 監査役が職務の執行のために合理的な費用の支払いを求めたときは、これに応じる。

６．業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

・ コンプライアンス体制については、当社グループに対して、執行役員社長からコンプライアンス徹底のメッセージを定期的に発信のうえ、コンプライアンス教育を実施するなど、Ａｖｉｏグループ行動規範の内容を周知する活動を展開しております。

・ 内部通報制度については、「コンプライアンスホットライン」の周知徹底をはかり、通報があった場合は、まず監査役に報告するものとし、リスク・コンプライアンス委員会や取締役会において適切に報告され、申告のあった内部通報については、通報の内容に応じて監査部門その他の社内関係部門において調査を行い、必要な対策を講じております。

・ 情報の管理については、定期的に情報セキュリティ教育のほか、各種セキュリティ対策を実施しております。

・ リスク管理については、当期からそのマニュアル等の再整備をはかり、ボトムアップで網羅的にリスクを抽出するとともに、ヒートマップによる発生頻度と影響度を定量化し、コントロール（統制）の有効性を評価したうえでリスクベースでの対策を講じております。また、ヒートマップに基づき、当社グループの重点対策リスクを設定し、その対策結果も含め経営会議および取締役会にて報告および審議を行っております。

・ 事業の執行状況の監督については、取締役会において、社外取締役を含め、忌憚のない意見交換や議論をとおして適切に行われています。

・ 内部統制システムの整備および運用については、取締役会で、監査部門の監査報告に基づき、当事業年度の内部統制システムに関する基本方針は適切に運用され、企業集団としての内部統制システムが有効に整備および運用されていることを確認しております。引き続き、業務の有効性および効率性の改善について、監査部門等からの助言に基づき、対策および検討を行ってまいります。

（注） 本事業報告に記載の金額および株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2022年３月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
資産の部		負債の部	
流動資産	**15,844**	**流動負債**	**7,384**
現金および預金	3,047	支払手形および買掛金	3,186
受取手形、売掛金および契約資産	9,492	短期借入金	1,970
棚卸資産	3,206	未払法人税等	294
その他	97	賞与引当金	839
固定資産	**7,215**	製品保証引当金	105
有形固定資産	**4,692**	その他	988
建物および構築物	580	**固定負債**	**4,909**
機械装置および運搬具	46	長期借入金	1,900
工具器具備品	179	繰延税金負債	306
土地	3,847	再評価に係る繰延税金負債	993
建設仮勘定	38	退職給付に係る負債	1,558
無形固定資産	**215**	その他	150
投資その他の資産	**2,307**	**負債合計**	**12,293**
投資有価証券	16	純資産の部	
退職給付に係る資産	2,217	**株主資本**	**7,940**
繰延税金資産	5	**資本金**	**5,895**
その他	86	**利益剰余金**	**2,051**
貸倒引当金	△18	**自己株式**	**△6**
資産合計	**23,059**	**その他の包括利益累計額**	**2,825**
		その他有価証券評価差額金	**0**
		土地再評価差額金	**2,254**
		退職給付に係る調整累計額	**569**
		純資産合計	**10,765**
		負債純資産合計	**23,059**

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

（自　2021年４月１日
　至　2022年３月31日）

（単位：百万円）

科目	金額
売上高	19,230
売上原価	13,188
売上総利益	6,042
販売費および一般管理費	4,191
営業利益	1,850
営業外収益	15
受取利息および配当金	0
その他	14
営業外費用	60
支払利息	38
その他	21
経常利益	1,805
特別損失	24
固定資産除却損	0
退職給付制度終了損	23
税金等調整前当期純利益	1,781
法人税、住民税および事業税	233
法人税等調整額	△76
当期純利益	1,625
親会社株主に帰属する当期純利益	1,625

（注）記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

（自　2021年４月１日
至　2022年３月31日）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2021年４月1日期首残高	5,895	－	1,398	△15	7,278
会計方針の変更による累積的影響額			31		31
会計方針の変更を反映した期首残高	5,895	－	1,430	△15	7,310
連結会計年度中の変動額					
利益剰余金から資本剰余金への振替		1,004	△1,004		－
親会社株主に帰属する当期純利益			1,625		1,625
自己株式の取得				△1,003	△1,003
自己株式の消却		△1,002		1,002	－
自己株式の処分		△1		9	8
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	－	－	620	8	629
2022年３月31日期末残高	5,895	－	2,051	△6	7,940

	その他の包括利益累計額				純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計	
2021年４月1日期首残高	0	2,254	762	3,017	10,296
会計方針の変更による累積的影響額					31
会計方針の変更を反映した期首残高	0	2,254	762	3,017	10,328
連結会計年度中の変動額					
利益剰余金から資本剰余金への振替					－
親会社株主に帰属する当期純利益					1,625
自己株式の取得					△1,003
自己株式の消却					－
自己株式の処分					8
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	0		△193	△192	△192
連結会計年度中の変動額合計	0	－	△193	△192	437
2022年３月31日期末残高	0	2,254	569	2,825	10,765

（注）記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2022年３月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
資産の部		負債の部	
流動資産	**15,506**	**流動負債**	**7,532**
現金および預金	3,034	支払手形	1,685
受取手形	734	買掛金	1,703
売掛金	4,573	短期借入金	1,970
契約資産	4,141	未払金	593
棚卸資産	2,724	未払法人税等	286
前渡金	21	未払費用	200
前払費用	49	契約負債	62
未収入金	218	賞与引当金	761
その他	7	製品保証引当金	105
固定資産	**7,239**	その他	164
有形固定資産	**4,186**	**固定負債**	**5,379**
建物および構築物	395	長期借入金	1,900
機械装置および運搬具	45	繰延税金負債	82
工具器具備品	170	再評価に係る繰延税金負債	993
土地	3,544	退職給付引当金	2,253
建設仮勘定	30	その他	150
無形固定資産	**204**	**負債合計**	**12,912**
ソフトウエア	203	純資産の部	
その他	0	**株主資本**	**7,577**
投資その他の資産	**2,848**	**資本金**	**5,895**
投資有価証券	16	**利益剰余金**	**1,688**
関係会社株式	450	繰越利益剰余金	1,688
前払年金費用	2,314	**自己株式**	**△6**
その他	86	**評価・換算差額等**	**2,255**
貸倒引当金	△18	**その他有価証券評価差額金**	**0**
		土地再評価差額金	**2,254**
資産合計	**22,745**	**純資産合計**	**9,833**
		負債純資産合計	**22,745**

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損　益　計　算　書

（自　2021年４月１日
至　2022年３月31日）

（単位：百万円）

科目	金額
売上高	**19,180**
売上原価	**13,339**
売上総利益	**5,840**
販売費および一般管理費	**4,008**
営業利益	**1,832**
営業外収益	**19**
受取利息および配当金	6
その他	13
営業外費用	**62**
支払利息	44
その他	17
経常利益	**1,789**
特別損失	**24**
固定資産除却損	0
退職給付制度終了損	23
税引前当期純利益	**1,765**
法人税、住民税および事業税	201
法人税等調整額	△67
当期純利益	**1,631**

（注）記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（自　2021年４月１日
至　2022年３月31日）

（単位：百万円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本合計
		その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
2021年4月1日期首残高	5,895	－	－	1,029	1,029	△15	6,909
会計方針の変更による累積的影響額				31	31		31
会計方針の変更を反映した当期首残高	5,895	－	－	1,061	1,061	△15	6,941
事業年度中の変動額							
その他利益剰余金からその他資本剰余金への振替		1,004	1,004	△1,004	△1,004		－
当期純利益				1,631	1,631		1,631
自己株式の取得						△1,003	△1,003
自己株式の消却		△1,002	△1,002			1,002	－
自己株式の処分		△1	△1			9	8
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）							
事業年度中の変動額合計	－	－	－	627	627	8	636
2022年3月31日期末残高	5,895	－	－	1,688	1,688	△6	7,577

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
2021年4月1日期首残高	0	2,254	2,254	9,163
会計方針の変更による累積的影響額				31
会計方針の変更を反映した当期首残高	0	2,254	2,254	9,195
事業年度中の変動額				
その他利益剰余金からその他資本剰余金への振替				－
当期純利益				1,631
自己株式の取得				△1,003
自己株式の消却				－
自己株式の処分				8
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）	0		0	0
事業年度中の変動額合計	0	－	0	637
2022年3月31日期末残高	0	2,254	2,255	9,833

（注）記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年５月19日

日本アビオニクス株式会社
取　締　役　会　御　中

EY新日本 有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　武　藤　太　一

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　諸　冨　英　之

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、日本アビオニクス株式会社の2021年４月１日から2022年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本アビオニクス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年５月19日

日本アビオニクス株式会社
取　締　役　会　御　中

EY新日本 有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　武　藤　太　一

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　諸　冨　英　之

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、日本アビオニクス株式会社の2021年４月１日から2022年３月31日までの第72期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、2021年４月１日から2022年３月31日までの第72期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき審議した結果、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

（１）監査役会は、監査の方針、監査計画、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

（２）各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画、職務の分担等に従い、取締役、監査部その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び事業所のほか主要な営業拠点において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受け、また、子会社に赴き、その業務及び財産の状況を調査いたしました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って適切に整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

（１）事業報告等の監査結果

①　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。なお、監査役会としましては、リスク管理については、事業部門およびスタッフ部門からのリスクの洗出しにより人材やＩＴに係るリスクを含めた広範なリスクが的確に抽出され分析されるフレームワークが形成されつつあると認識しておりますが、更に取締役のリスク認識と擦り合わせを図る取組をより推進することで、より効果的なリスクへの対応が図られることを検証してまいります。

（２）計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人ＥＹ新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

（３）連結計算書類の監査結果

会計監査人ＥＹ新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年５月20日

日本アビオニクス株式会社　監査役会

常勤監査役（社外監査役）　篠　田　　亨　㊞

社外監査役　千　原　真衣子　㊞

社外監査役　木　邨　系　紀　㊞

以　上

株主総会参考書類

第１号議案　定款一部変更の件

１．変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第１条ただし書きに規定する改正規定が2022年９月１日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

(1) 変更案第15条第１項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。

(2) 変更案第15条第２項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。

(3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第15条）は不要となるため、これを削除するものであります。

(4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

２．変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現　行　定　款	変　更　案
（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供） 第15条　本会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令の定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対し提供したものとみなすことができる。	（削　除）

現　行　定　款	変　更　案
（新　設）	（電子提供措置等） 第15条 本会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。 ２）本会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。
（新　設）	附則 第１条　現行定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および変更案第15条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第１条ただし書きに規定する改正規定の施行の日（以下施行日という。）から効力を生ずるものとする。 ２）前項の規定にかかわらず、施行日から６か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第15条はなお効力を有する。 ３）本附則は、施行日から６か月を経過した日または前項の株主総会の日から３か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

第２号議案　取締役６名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役全員（６名）の任期が満了いたしますので、あらためて取締役６名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位	候補者属性
1	再任 竹内正人（たけうち まさと）	代表取締役執行役員社長	
2	再任 山後宏幸（さんご ひろゆき）	取締役執行役員	
3	再任 呉文精（くれ ぶんせい）	社外取締役会長	社外
4	再任 加藤精彦（かとう きよひこ）	社外取締役・独立役員	社外 独立
5	再任 海野忍（うみの しのぶ）	社外取締役・独立役員	社外 独立
6	再任 稲垣伸一（いながき しんいち）	取締役	

<table>
<tr><th>候補者番号</th><th>氏名
（生年月日）</th><th>略歴、当社における地位、担当
および重要な兼職の状況</th><th>所有する当社の普通株式数</th></tr>
<tr><td rowspan="2">1</td><td>再任
竹内正人（たけうち まさと）
（1964年２月７日生）</td><td>1986年４月　当社入社
2008年７月　当社ソリューションプロダクツ事業部長代理
2010年５月　当社接合機器事業部長
2014年４月　当社執行役員
2018年６月　当社取締役
2018年７月　当社執行役員常務
2019年６月　当社代表取締役執行役員社長（現任）</td><td>2,884株</td></tr>
<tr><td colspan="3">＜取締役候補者とした理由＞
竹内正人氏は、接合機器等の当社民需事業を中心に豊富な経験を有し、また、2014年から執行役員として民需事業をけん引するとともに2019年から執行役員社長として業績を向上させたことから、当社グループの企業価値向上に有益であると判断し、取締役候補者としたものであります。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">2</td><td>再任
山後宏幸（さんご ひろゆき）
（1965年１月31日生）</td><td>1987年４月　当社入社
2006年７月　当社経営企画本部経理部担当部長
2011年７月　当社経営企画本部経理部長
2015年６月　当社執行役員 チーフ・フィナンシャル・オフィサー（CFO）（現任）
2020年６月　当社取締役（現任）</td><td>2,863株</td></tr>
<tr><td colspan="3">＜取締役候補者とした理由＞
山後宏幸氏は、当社のCFOとして長年経理・財務の責任者を務め、取締役にふさわしい知識と経験を有しており、当社グループの企業価値向上に有益であると判断し、取締役候補者としたものであります。</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>候補者番号</th><th>氏名
（生年月日）</th><th>略歴、当社における地位、担当
および重要な兼職の状況</th><th>所有する当社の普通株式数</th></tr>
<tr><td rowspan="2">3</td><td>再任 社外
呉 文精（くれ ぶんせい）
（1956年５月20日生）</td><td>1979年４月 ㈱日本興業銀行入社
2008年６月 カルソニックカンセイ㈱ 代表取締役社長CEO
2013年６月 日本電産㈱ 取締役副社長執行役員
2014年６月 同社代表取締役副社長執行役員COO
2016年６月 ルネサスエレクトロニクス㈱ 代表取締役社長CEO
2020年１月 日本産業パートナーズ㈱ シニアアドバイザー(現任)
2020年６月 当社社外取締役会長（現任）
2022年２月 Visteon Corporation Director（現任）</td><td>1,084株</td></tr>
<tr><td colspan="3">＜社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要＞
呉文精氏は、国際的な大企業の経営者として長年培った経験や知見を有しており、当該経験、知見等を元に当社の経営の監督、業績向上に対するご助言等を引き続きいただくため、社外取締役候補者としたものであります。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">4</td><td>再任 社外 独立
加藤 精彦（かとう きよひこ）
（1951年12月17日生）</td><td>1974年４月 ㈱第二精工舎入社
2001年４月 セイコーインスツルメンツ㈱執行役員
2003年４月 同社常務執行役員
2003年６月 同社取締役常務執行役員
2007年３月 セイコーインスツル㈱ 取締役専務執行役員
2010年11月 セイコープレシジョン㈱ 代表取締役社長
2011年１月 セイコークロック㈱ 取締役専務執行役員
2013年８月 日本写真印刷㈱ 専務執行役員
2020年６月 当社社外取締役（現任）</td><td>－</td></tr>
<tr><td colspan="3">＜社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要＞
加藤精彦氏は、電子部品や精密機械等の大手メーカの経営者として培った経験や知見を有しており、当該経験や知見を当社経営の監督、業績向上に対するご助言等を引き続きいただくため、社外取締役候補者としたものであります。
また、同氏が再任された場合には、任意の会議体である指名・報酬会議の議長として当社取締役候補者の選定やその報酬等の決定に対し客観的、中立的な立場で引き続き関与いただく予定です。</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>候補者番号</th><th>氏名
（生年月日）</th><th>略歴、当社における地位、担当
および重要な兼職の状況</th><th>所有する当社の普通株式数</th></tr>
<tr><td rowspan="2">5</td><td>再任 社外 独立
海野 忍（うみの しのぶ）
（1952年８月４日生）</td><td>1975年４月 日本電信電話公社入社
1999年４月 ㈱エヌ・ティ・ティ・データ 産業システム事業本部第三産業システム事業部長
2003年６月 同社取締役経営企画部長
2008年６月 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ㈱ 代表取締役副社長
2012年６月 エヌ・ティ・ティ・コムウェア㈱ 代表取締役社長
2017年６月 同社取締役相談役
2018年６月 同社相談役
2019年５月 ㈱テラスカイ 社外取締役（現任）
2021年６月 当社社外取締役（現任）
2021年７月 エヌ・ティ・ティ・コムウェア㈱ シニアアドバイザー（現任）</td><td>300株</td></tr>
<tr><td colspan="3">＜社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要＞
海野忍氏は、国内最大の通信企業グループの経営者として長年培った経験や知見を有しており、当該経験、知見等を元に当社の経営の監督、業績向上に対するご助言等をいただくため、社外取締役候補者としたものであります。
また、同氏が再任された場合には、任意の会議体である指名・報酬会議のメンバーとして当社取締役候補者の選定やその報酬等の決定に対し客観的、中立的な立場で引き続き関与いただく予定です。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">6</td><td>再任
稲垣伸一（いながき しんいち）
（1960年１月４日生）</td><td>1983年４月 ㈱日本興業銀行入社
2000年１月 JPモルガン証券㈱投資銀行部門 ヴァイスプレジデント
2000年６月 メリルリンチ日本証券㈱投資銀行部門 ディレクター
2004年12月 同社投資銀行部門 マネージングディレクター
2006年４月 日本産業パートナーズ㈱ マネージングディレクター（現任）
2019年５月 同社取締役（現任）
2020年６月 当社取締役（現任）
2020年９月 ＮＡＪホールディングス㈱代表取締役（現任）
2021年６月 日本産業パートナーズ㈱副社長（現任）</td><td>－</td></tr>
<tr><td colspan="3">＜取締役候補者とした理由＞
稲垣伸一氏は、長年大手金融機関等の投資部門の責任者として培った経験や知見を当社経営に反映していただくため、取締役候補者としたものであります。
また、同氏が再任された場合には、任意の会議体である指名・報酬会議のメンバーとして、当社のコーポレート・ガバナンスの強化に適切な役割を果たしていただく予定です。</td></tr>
</table>

（注）１．各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

２．呉文精、加藤精彦および海野忍の各氏は、社外取締役候補者であります。なお、加藤精彦および海野忍の両氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしております。加藤精彦および海野忍の両氏は既に独立役員として届け出ており、両氏の再任をご承認いただいた場合には、引き続き同氏を独立役員とする予定であります。また、呉文精氏は、日本産業パートナーズ株式会社のシニアアドバイザーおよびVisteon Corporation　Directorを、海野忍氏は、エヌ・ティ・ティ・コムウェア㈱シニアアドバイザーおよび㈱テラスカイ社外取締役をそれぞれ兼任しておりますが、当社と各社とは取引関係はありません。

３．呉文精、加藤精彦および海野忍の各氏は、現在､当社の社外取締役であり、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって、呉文精および加藤精彦の両氏とも２年、海野忍氏は１年となります。

４．稲垣伸一氏は、業務執行を行わない取締役の候補者であります。また、同氏は、現在当社の親会社であるＮＡＪホールディングス㈱の業務執行者であり、2020年９月から同社の業務執行者であります。なお、同氏の同社における現在および過去10年間の地位および担当は、上記「略歴、当社における地位、担当および重要な兼職の状況」に記載のとおりであります。

５．取締役候補者　竹内正人および山後宏幸の両氏の当社における担当および重要な兼職の状況については、「事業報告　３．会社役員に関する事項」14頁に記載のとおりであります。

６．当社は、社外取締役および非業務執行取締役がその期待される職務を十分に発揮できるように社外取締役　呉文精、加藤精彦および海野忍の各氏ならびに非業務執行取締役　稲垣伸一氏と会社法第423条第１項の規定に基づく損害賠償責任につき同法第427条第１項の規定に定める責任限定契約を各氏との間で締結しております。その賠償責任限度額は、同法第425条第１項において最低責任限度額と定義された金額としており、各氏の再任をご承認いただいた場合は､当該契約を継続する予定です。

７．当社は、保険会社との間で会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者の法律上の損害賠償金や訴訟費用などを、違法な利益や犯罪的、詐欺的行為に起因するものを除き、当該保険契約によって補填することとしております。各候補者が取締役に選任され就任した場合には、当該保険契約の被保険者になります。また、当該保険契約は次回更新時においても同様の内容での更新を予定しています。

８．日本産業パートナーズ株式会社は、その完全子会社の日本産業第５号ＧＰ株式会社が管理・運営する日本産業第五号投資事業有限責任組合を通して、当社の親会社であるＮＡＪホールディングス株式会社その他組合員と合わせて24.11％出資しており、間接的に当社の株式を保有しております。

【ご参考】

取締役会のスキル・マトリックス

		属性			スキル				
		執行	監督	独立	企業経営	財務・会計	法務	製造・技術	業界知見
取締役	竹内正人	●			○			○	○
	山後宏幸	●			○	○			○
	呉文精		●		○		○	○	
	加藤精彦		●	●	○			○	○
	海野忍		●	●	○			○	
	稲垣伸一		●		○	○			
監査役	篠田亨		●				○		
	千原真衣子		●	●			○		
	木邨系紀		●			○			

※該当するスキルを１人３個まで記載しております。上記の表は、各取締役・監査役の有するすべての知見や経験を表示するものではありません。

各スキルの選定理由

スキル	選定理由
企業経営	企業の代表取締役等としての経験に基づく企業経営の知見を、経営戦略の議論に反映いただくため。
財務・会計	企業の財務・会計部門や公認会計士としての経験に基づく財務会計の知見を、財務戦略の議論に反映いただくため。
法務	企業の法務部門の責任者や弁護士としての経験に基づく法務・コンプライアンスの知見を、各種議論に反映いただくため。
製造・技術	メーカの製造・技術部門の責任者としての経験に基づく技術の知見を、技術戦略の議論に反映いただくため。
業界知見	当社業界（特に防衛）における知識・経験に基づく、業界知見を、事業の成長戦略の議論に反映いただくため。

以上

株主総会会場ご案内図

会場	新横浜フジビューホテル　２階　芙蓉の間 神奈川県横浜市港北区新横浜2-3-1　TEL：045-473-0021

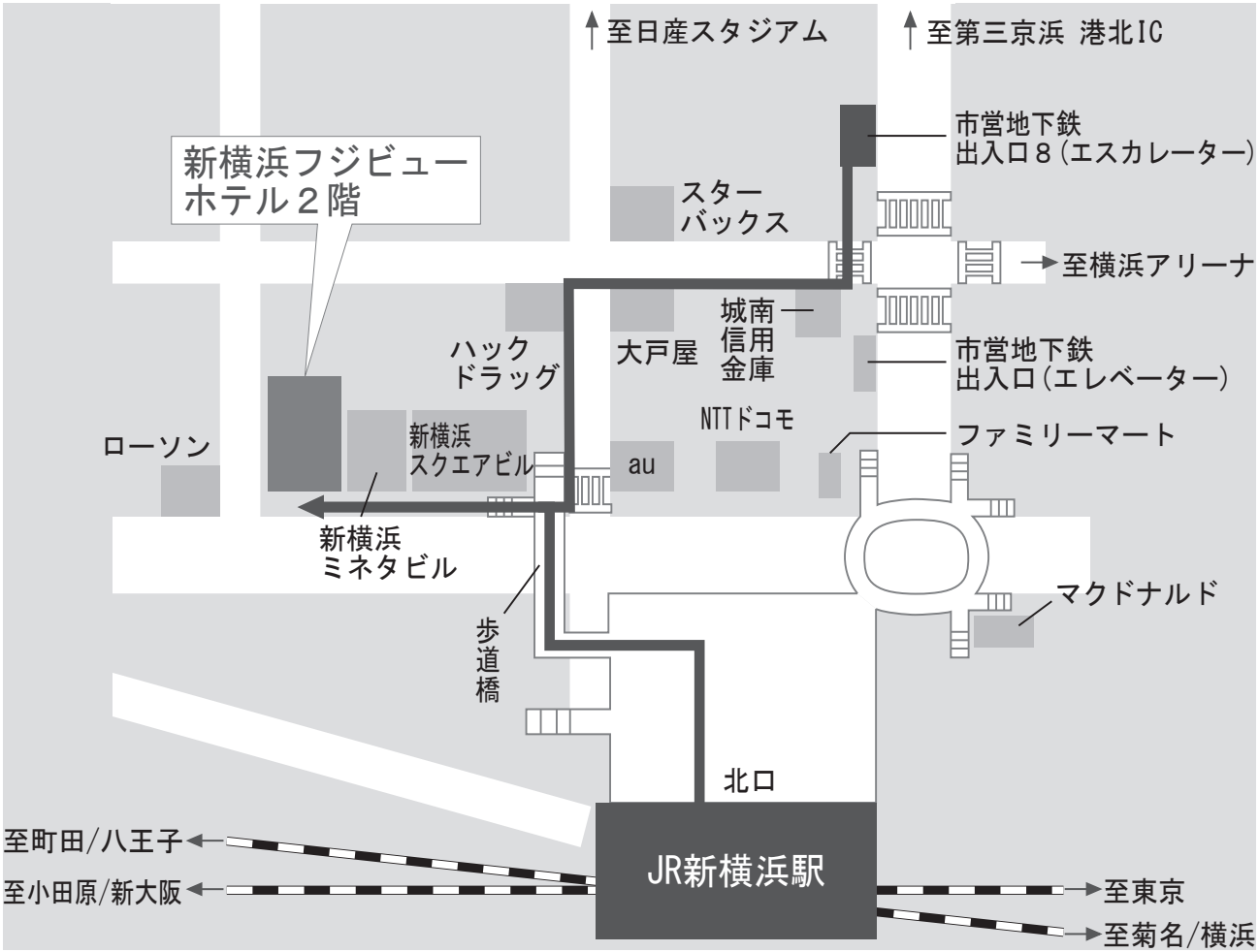

新幹線を ご利用の場合	東海道新幹線「新横浜駅」北口から**徒歩約４分、** 「東京駅」から乗車約18分
市営地下鉄を ご利用の場合	市営地下鉄「新横浜駅」８番出口（エスカレーター）もしくは エレベーター各々の出口から**徒歩約５分、** 「横浜駅」から乗車約11分、「あざみ野駅」から乗車約17分
JR横浜線を ご利用の場合	JR横浜線「新横浜駅」北口から**徒歩約４分、** 「横浜駅」から乗車約15分

駐車場のご用意はいたしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申しあげます。

会場変更	開催場所が前回と異なっておりますので、お間違いのないようご注意願います。

FSC www.fsc.org ミックス 責任ある木質資源を使用した紙 FSC® C013080
VEGETABLE OIL INK